

商品概要説明書

事業者ローン

(平成26年10月1日現在)

商品名	事業者ローン
ご利用いただける方	<p>○自己の営業の用に供する設備の取得を行う方(再生可能エネルギーの利活用を行う方を含む。)で、同一事業を2年以上継続して営んでいる方。</p> <p>○副業として施設賃貸業を行う方で、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○自営事業用設備資金 工場、機械、店舗等の事業設備の取得、増改築、補改修等に要する資金とします。</p> <p>○賃貸業務用設備資金(賃貸事業者専用の当該資金を除く) 貸倉庫、貸店舗、貸事務所、賃貸駐車場、賃貸住宅等の賃貸業務用設備の取得、増改築、補改修等に要する資金とします。</p>
借入金額	○10万円以上で所要金額の範囲内(最高2億円)とし、1万円単位とします。
借入期間	○6か月以上30年以内とします。
借入利率	<p>○変動金利型とします。</p> <p>お借入時の利率は、普通銀行の長期プライムレートの改定に連動して適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(普通銀行の長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元金均等返済(毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)もしくは元利均等返済(毎回の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式とします。
担保	<p>○事業用不動産等に原則として第1順位の抵当権または根抵当権を設定登記させていただきます。</p> <p>○建物には火災共済(保険)にご加入していただきます。</p>
保証人	○原則として愛知県農協信用保証センターの保証のご利用とし、必要に応じて連帯保証人を徴求します。

保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額1,000万円当たりの一括支払保証料（例）】</p> <table border="1" data-bbox="539 342 1406 495"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>5年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> <th>20年</th> <th>30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>55,000 ～</td> <td>104,000 ～</td> <td>149,000 ～</td> <td>188,000 ～</td> <td>251,000 ～</td> </tr> <tr> <td>（概算）</td> <td>86,000</td> <td>165,000</td> <td>236,000</td> <td>299,000</td> <td>399,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>②分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.28%～0.42%です。</p>	お借入期間	5年	10年	15年	20年	30年	保証料（円）	55,000 ～	104,000 ～	149,000 ～	188,000 ～	251,000 ～	（概算）	86,000	165,000	236,000	299,000	399,000
お借入期間	5年	10年	15年	20年	30年														
保証料（円）	55,000 ～	104,000 ～	149,000 ～	188,000 ～	251,000 ～														
（概算）	86,000	165,000	236,000	299,000	399,000														
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店または当J A本店設置の苦情等受付窓口にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、愛知県農業協同組合中央会が設置・運営する愛知県J Aバンク相談所（電話：0120-351-523）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A本店設置の苦情等受付窓口または愛知県J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>																		
その他	<p>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税、抵当権設定にかかる登録免許税、司法書士あて報酬が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>																		